ホ　一六マイクロメートルの波長で用いるように設計したパラ水素を用いたラマンレーザー発振器であって、パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

ヘ　七二〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアレキサンドライトレーザー発振器であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）パルス繰返し周波数が一二五ヘルツを超えるもの

（二）平均出力が三〇ワットを超えるもの

（三）レーザー光のスペクトル線幅が〇・〇〇五ナノメートル以下のもの

ト　一、〇〇〇ナノメートル超一、一〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したネオジムを添加した固体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ネオジムガラスレーザー発振器を除く。）

（一）パルス励起及びキュースイッチを用いたものであって、一ナノ秒以上のパルス幅のパルスを発振するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1　単一横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が四〇ワットを超えるもの

2　多重横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が五〇ワットを超えるもの

（二）波長範囲が五〇〇ナノメートル超五五〇ナノメートル未満で、かつ、平均出力が四〇ワットを超える第二高調波を発生するように設計したもの

チ　三〇〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

（一）単一モードのパルスを発振する波長可変レーザー発振器（レーザー光の増幅のみを行う装置を除く。）であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　パルス繰返し周波数が一キロヘルツを超えるもの

2　平均出力が一ワットを超えるもの

3　パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

（二）パルスを発振する波長可変レーザー発振器であって、次の1から3までのすべてに該当するもの（一）に該当するものを除く。）

1　パルス繰返し周波数が一キロヘルツを超えるもの

2　平均出力が三〇ワットを超えるもの

3　パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

三十五　質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからヘまでのいずれかに該当するもの（トに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ　誘導結合プラズマを用いたもの

ロ　グロー放電を用いたもの

ハ　熱電離を用いたもの

ニ　分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであって、イオン化室が六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの